

## 勝浦市における都市計画区域内の建築物の形態制限の概要

		第一種低層 住居専用地域			第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居地域	近隣 商業地域	商業地域		準工業地域	無指定		
容積率 (%)		50	100	150	200			200	300	400	200	200		
建ぺい率 (%)		30	50	60	60			80	80	60	60	70		
高さ制限		絶対高さ 10m			—			—			—			
斜 線 制 限	道路斜線	$\angle 1.25$		$\angle 1.25$			$\angle 1.5$			$\angle 1.5$				
	隣地斜線	—		立上り20m+ $\angle 1.25$			立上り31m+ $\angle 2.5$			立上り20m + $\angle 1.25$				
	北側斜線	5m+ $\angle 1.25$		—			—			—				
日 影 規 制	法別表第四 (に)	(一)号	(二)号	(二)号			—			(三)号				
	制限を受ける 建築物	軒の高さが7mを超える 建築物又は地階を除く 階数が3以上の建築物			高さが10mを超える建築物 <sup>※1</sup>			—			※1			
	10m以内の範囲	3時間	4時間	5時間			—			5時間				
	10mを超える範囲	2時間	2.5時間	3時間			—			3時間				
	平均地盤面 からの高さ	1.5m		4.0m			—			4.0m				

☆ 壁面線制限はなし

☆ 外壁後退は、民法234条第1項 ⇒ 50cmのみ

☆ 勝浦市は、リゾート構想特定区域に指定されている（県条例 建築基準法施行条例第50条の2）